# 随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（市民人権局分）（令和7年6月分）

別紙3

| No. | 担当課 | 問合せ先（直通） | 業務名 | 契約業者名 | 契約金額（税込）（円） | 契約日 | 随意契約の理由及び根拠法令 | 随意契約の種別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 戸籍住民課 | 228-7739 | 住民記録システム等の標準化に伴うコンビニ交付システム改修業務 | 富士フイルムシステムサービス株式会社　公共事業本部　関西支店 | 5,544,000 | R7.6.6 | 本業務は、住民記録システム等の標準化移行後も、継続して証明書のコンビニ交付サービスを提供できるよう、標準化に対応したコンビニ交付システムを改修することを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該システムの仕様や設定・ネットワークの構成についての詳細な知識や技術が必須であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、<br>契約の性質及び目的が競争入札に適さない。<br>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該システムの詳細な知識等を有していないことから重大な設定漏れや誤りが起こりえるほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。その場合、コンビニでの証明書発行が停止する等の障害が発生し、市民の方に多大な影響を及ぼす恐れがある。<br>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムについての詳細な知識等を有する、当該システムを構築した富士フイルムシステムサービス株式会社以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。<br><br>根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 1者随契 | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |